

仮処分申立書

2016年5月31日

松山地方裁判所 御中

債権者ら代理人

弁護士 薦 田 伸 夫	弁護士 河 合 弘 之
弁護士 東 俊 一	弁護士 海 渡 雄 一
弁護士 高 田 義 之	弁護士 青 木 秀 樹
弁護士 今 川 正 章	弁護士 内 山 成 樹
弁護士 中 川 創 太	弁護士 只 野 靖
弁護士 中 尾 英 二	弁護士 甫 守 一 樹
弁護士 谷 脇 和 仁	弁護士 中 野 宏 典
弁護士 山 口 剛 史	弁護士 井 戸 謙 一
弁護士 定 者 吉 人	弁護士 大 河 陽 子
弁護士 足 立 修 一	弁護士 望 月 健 司
弁護士 端 野 真	弁護士 鹿 島 啓 一
弁護士 橋 本 貴 司	弁護士 能 勢 顯 男
弁護士 山 本 尚 吾	弁護士 胡 田 敢
弁護士 高 丸 雄 介	弁護士 前 川 哲 明
弁護士 南 拓 人	弁護士 竹 森 雅 泰
弁護士 東 翔	弁護士 松 岡 幸 輝

伊方原発3号炉運転差止仮処分命令申立事件

当事者の表示 債権者 別紙債権者目録記載のとおり

債権者ら代理人 別紙代理人目録記載のとおり

債務者 〒760-8573

香川県高松市丸の内2番5号

四国電力株式会社

上記代表者代表取締役 佐 伯 勇 人

仮処分により保全すべき権利

人格権に基づく妨害予防請求権としての差止請求権

目次

申立の趣旨	5
申立の理由	5
第1 はじめに	5
1 福島原発事故の教訓	5
2 原発再稼働の動きが加速していること	6
3 本申立の目的	7
第2 当事者	7
1 債権者ら	7
2 債務者	7
第3 伊方原発の概要と原子力発電の仕組み	7
1 伊方原発の概要	7

(1) 伊方原発の設備の概要	7
(2) 伊方原発の設置等に関する主要な経緯	8
(3) 伊方原発の立地	9
2 原子力発電の仕組み	10
(1) 原子力発電と火力発電	10
(2) 核分裂の原理	10
(3) 原子炉の種類	10
3 伊方原発の構造	11
(1) 伊方原発における設備の概要	11
(2) 伊方原発における発電のしくみ	13
第4 被保全権利	14
第5 司法判断の在り方について	14
1 はじめに	14
2 ①原発に求められる安全性の程度について	15
3 ②疎明負担の公平な分配について	17
4 具体的な判断の在り方について	19
5 大津地裁平成28年3月9日決定	21
第6 伊方原発における過酷事故発生の蓋然性	22
1 軽水型原子炉の危険性	22
(1) 軽水型原子炉の綱渡りの熱設計	22
(2) 東日本大震災と福島原発事故	24
(3) 小括	25
2 伊方原発における過酷事故の蓋然性	25
(1) はじめに	25
(2) 地震	26
(3) 津波	30

(4) 土砂災害	30
(5) 過酷事故の原因となる人為的災害	31
(6) 二次的に発生する事故.....	32
(7) まとめ	32
第7 新規制基準と審査方法	32
1 はじめに	32
2 設計基準対象施設.....	33
(1) 地震.....	33
(2) 津波.....	34
(3) 土砂災害.....	34
(4) その他	34
3 重大事故等対処施設.....	34
(1) 重大事故等対処施設の耐震性, 耐津波性等	34
(2) 可搬型設備	35
(3) 水蒸気爆発	35
(4) その他.....	35
4 審査方法	36
(1) 実力値および計算の厳密化.....	36
(2) クロスチェック	37
(3) 政治的影響.....	37
第8 伊方原発で過酷事故が発生した場合の債権者らの被害	38
1 被曝による被害.....	38
(1) 福島第一原発事故における放射性物質の拡散状況	38
(2) 伊方原発で過酷事故が発生した場合に予想される放射能汚染.....	40
(3) 放射性物質の人体に対する影響	43
2 被曝以外の様々な要因による被害	44

(1) はじめに	44
(2) 避難自体による被害	44
(3) 様々な健康被害	45
(4) 震災関連死	46
(5) 小括	46
第9 保全の必要性	47
第10 担保は不要であること	47
1 裁判所が考慮すべきファクター	47
2 被保全権利や保全の必要性の疎明の程度について	48
3 予想される債務者の被害について	48
4 担保を供させることが正義・公平の観点から適切か否かについて	50
5 まとめ(本件仮処分は無担保で発せられるべきこと)	52

申立の趣旨

- 1 債務者は、愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40番地3において、伊方発電所3号炉の原子炉を運転してはならない。
 - 2 申立費用は債務者の負担とする。
- との裁判を求める。

申立の理由

(本申立書では申立の骨子を示し、論点毎の詳細な主張と書証の提出は準備書面の提出により行う)

第1 はじめに

1 福島原発事故の教訓

2011(平成23)年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波(以下「東

日本大震災」という)により、東京電力株式会社(以下「東京電力」という)の福島第一原子力発電所(以下「福島第一原発」という)は、国際原子力事象評価尺度(INES)の定めるレベル0からレベル7に至る8段階の最悪の事故である「レベル7」という深刻な事故を引き起こし、放射性物質を大量に環境に放出する大事故となった(以下「福島原発事故」という)。

福島原発事故によって放出された大量の放射性物質のため、事故から5年を経過した時点でも約16万5337人(2016年4月28日現在)の人々が故郷を追われ、避難生活を送ることを余儀なくされている。放射性物質は人体に悪影響を与えるのみならず、地域コミュニティを崩壊させるなど、深刻な被害を広範囲の人々にもたらしているのである。

このように、福島原発事故は、軽水炉において、事業者が想定する安全対策では到底收拾することができない種類の事故、すなわち過酷事故が起きること、そして、一旦過酷事故が起きると、大量の放射性物質の放出により、多数の人の生命、身体、精神及び生活の平穏、あるいは生活そのものに重大な被害が発生することを実証したのである。

多くの日本人は、この地震大国で原子力政策を継続することの愚を悟り、各報道機関の世論調査においても、原発再稼働反対の意見が賛成の意見を上回っている。

2 原発再稼働の動きが加速していること

政府は、福島原発事故を受けて、原子力規制委員会を新設するとともに、2013(平成25)年7月8日には所謂新規制基準を施行し、停止中の原子炉の運転を再開する場合には、新規制基準適合性審査を受けることが必要となった。

これを受けて、各電力会社はその所有する原発の再稼働に向けて、原子力規制委員会に対し、原子炉設置変更許可等の申請を次々に行った。債務者も、新規制基準が施行された当日に、伊方発電所3号炉(以下、伊方発電所を「伊方原発」、伊方原発1号炉ないし3号炉をそれぞれ単に「1号炉」「2号炉」「3号炉」という。)について、原

子力規制委員会に対し、原子炉設置変更許可等の申請を行い、2015(平成27)年7月15日、同委員会は、この申請を許可した。これを受けて、同年10月26日、愛媛県知事は、債務者との原子力安全協定に基づき、3号炉の再稼働に同意した。

そして、報道によれば、債務者は、本年6月には燃料集合体を装荷し、7月には3号炉を再稼働させる見込みである。

3 本申立の目的

福島原発事故から、既に5年を経過した。

本件仮処分の申立ては、福島原発事故の教訓を忘れ、まるで、同事故などなかったかのように、しかも、よりによって、世界最大級の活断層である中央構造線の直近にある伊方3号炉を再稼働させて、中央構造線の断層帯の活動である熊本地震がまだ収束していない状況下で、債権者らに放射線被曝の危険を強い、その人格権を侵害することを防止するための申立である。

第2 当事者

1 債権者ら

債権者らは、別紙債権者目録記載の住所地に居住する者である。

2 債務者

債務者は、小売電気事業、一般送配電事業、発電事業等を営む事業者であり、愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40番地3に加圧水型原子炉を使用する伊方原発を設置・所有している。

第3 伊方原発の概要と原子力発電の仕組み

1 伊方原発の概要

(1) 伊方原発の設備の概要

前述のとおり、伊方原発には1号炉ないし3号炉という3機の原発が設置されているところ、その設備の概要は、以下のとおりである。

ア 定格電気出力

1号炉及び2号炉はいずれも56万6000Kw, 3号炉は89万 Kw である。

イ 原子炉

いずれも加圧水型軽水炉(PWR)である。

ウ 燃料

いずれも低濃縮二酸化ウラン(但, 高燃焼度燃料である「ステップ2燃料」)を用いているが, 3号炉では2010(平成22)年3月からこれにウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX)燃料を加えたプルサーマル運転が行われていた。高燃焼度燃料とMOX燃料の併用は世界でほとんど実績がなく, ただでさえ危険なプルサーマル運転の危険性がさらに高くなる。

全ウラン装荷量は, 1号炉及び2号炉がいずれも約49トン, 3号炉が約74トンである。

燃料集合体の数は, 1号炉及び2号炉がいずれも121体, 3号炉が157体である。

エ 復水器冷却海水

いずれも深層取水水中放流方式であり, 冷却海水量は, 1号炉及び2号炉がいずれも毎秒約38m³, 3号炉が毎秒約63m³である。毎秒合計139m³もの海水が冷却に用いられていることになる。

(2) 伊方原発の設置等に関する主要な経緯

ア 1号炉

原子炉設置(変更)許可	1972(昭和47)年11月29日
建設工事開始	1973(昭和48)年6月
初臨界	1977(昭和52)年1月
運転開始	1977(昭和52)年9月30日

イ 2号炉

原子炉設置(変更)許可	1977(昭和52)年3月30日
建設工事開始	1978(昭和53)年2月
初臨界	1981(昭和56)年7月
運転開始	1982(昭和57)年3月19日

ウ 3号炉(本件仮処分の対象原発)

原子炉設置(変更)許可	1986(昭和61)年5月26日
建設工事開始	1986(昭和61)年11月
初臨界	1994(平成6)年2月
運転開始	1994(平成6)年12月15日

エ 現状

3号炉は2011(平成23)年4月29日に、1号炉は同年9月4日に、2号炉は翌2012(平成24)年1月13日にそれぞれ定期検査に入り、いずれもそれ以降現在に至るまで運転されていない。伊方原発全ての運転が停止されてから既に4年以上が経過している。

(3) 伊方原発の立地

伊方原発は、四国の西北端から九州に向かって細長く伸びた佐田岬半島の瀬戸内海側に位置している。



(相手方ホームページより)

2 原子力発電の仕組み

(1) 原子力発電と火力発電

原子力発電は、核分裂反応によって生じるエネルギーを熱エネルギーとして取り出し、この熱エネルギーを発電に利用するものである。つまり、原子力発電では、原子炉において取り出した熱エネルギーによって蒸気を発生させ、この蒸気でタービンを回転させて発電を行う。

一方、火力発電では、石油、石炭等の化石燃料が燃焼する際に生じる熱エネルギーによって蒸気を発生させ、この蒸気でタービンを回転させて発電を行う。

(2) 核分裂の原理

原子力発電は、原子炉においてウラン235等を核分裂させることにより熱エネルギーを発生させ、発電を行っているところ、その核分裂の原理は以下のとおりである。

全ての物質は、原子から成り立っており、原子は原子核(陽子と中性子の集合体)と電子から構成されている。重い原子核の中には、分裂して軽い原子核に変化しやすい傾向を有しているものがあり、例えばウラン235の原子核が中性子を吸収すると、原子核が不安定な状態になり、分裂して2つないし3つの異なる原子核(核分裂生成物)に分かれる。これを核分裂といい、核分裂が起きると、大きなエネルギーを発生するとともに、核分裂生成物(核分裂により生み出される物質をいい、その大部分は放射性物質である。例えば、ウラン235が核分裂すると、放射性物質であるセシウム137、ヨウ素131等が生じる。)に加え、2ないし3個の速度の速い中性子を生じる。この中性子の一部が他のウラン235等の原子核に吸収されて次の核分裂を起こし、連鎖的に核分裂が維持される現象を核分裂連鎖反応という。

(3) 原子炉の種類

原子炉には、減速材及び冷却材の組み合わせによって幾つかの種類があり、そのうち減速材及び冷却材の両者の役割を果たすものとして軽水(普通の水)を

用いるものを軽水型原子炉という。日本の商業原発は全て軽水型原子炉である。

軽水型原子炉は大きく分けると沸騰水型原子炉と加圧水型原子炉の2種類がある。沸騰水型原子炉(BWR=Boiling Water Reactor)は、原子炉内で冷却材を沸騰させ、そこで発生した蒸気を直接タービンに送って発電する。北海道の泊原発を除く東日本にある原発、志賀原発や島根原発は沸騰水型原子炉である。

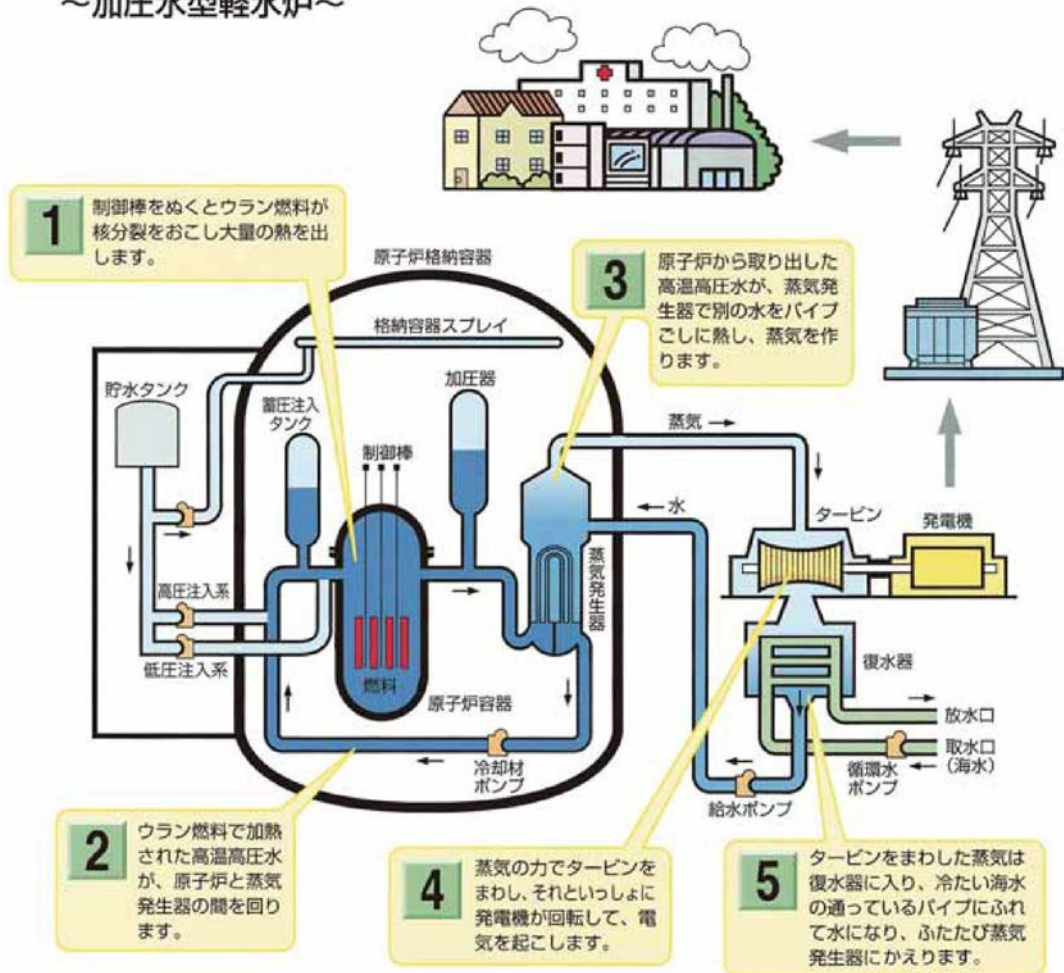
他方、加圧水型原子炉(PWR=Pressurised Water Reactor)は、1次冷却設備を流れる高圧(157気圧)の1次冷却材を原子炉で高温水(約320℃)とし、これを蒸気発生器に導き、蒸気発生器において、高温水の持つ熱エネルギーを2次冷却設備を流れている2次冷却材に伝えて蒸気を発生させ、この蒸気をタービンに送って発電する。島根原発を除く西日本にある原発や北海道の泊原発は加圧水型原子炉である。

3 伊方原発の構造(以下、図参照)

(1) 伊方原発における設備の概要

ア 加圧水型原子炉である伊方原発は、1次冷却設備、原子炉格納容器、2次冷却設備、電気施設、使用済み核燃料プール等から構成される。

～加圧水型軽水炉～



イ 1次冷却設備は、原子炉、加圧器、蒸気発生器、1次冷却材ポンプ及びこれらを結ぶ1次冷却材管等から構成される。

原子炉は、原子炉压力容器(図の原子炉容器)、燃料集合体(図の燃料部分)、制御棒、1次冷却材(図の原子炉容器等を満たす水)等から構成される。

原子炉压力容器は、上部及び底部が半球状となっている縦置き円筒型の容器であり、3号炉の場合、高さ約12m、直径約4mと巨大である。压力容器と呼ばれる理由は、3号炉の場合、157気圧と内部が極めて高压だからである。原子炉压力容器の内部には燃料集合体、制御棒等が配置され、その余の部分は1次冷却材で満たされている。

原子炉圧力容器内の燃料集合体が存在する部分を炉心という。炉心は、直径約1cm、長さ約4mの燃料棒が約1cm弱の間隔を置いて林立している。燃料棒が束ねられたものを燃料集合体といい、燃料集合体内の各燃料の間には、制御棒挿入のための制御棒案内シムル(中空の経路)が設置されている。通常運転時は、制御棒は燃料集合体からほぼ全部が引き抜かれた状態で保持されているが、緊急時には、制御棒を自重で炉心に落下させることで原子炉を停止させる(原子炉内の核分裂を止める)仕組みになっている。

ウ 原子炉格納容器は、1次冷却設備を格納する容器である。

エ 2次冷却設備は、タービン、復水器、主給水ポンプ(図の給水ポンプ)、これらを接続する配管等から構成される

オ 電気施設には、発電機、非常用ディーゼル発電機等がある。

(2) 伊方原発における発電のしくみ

ア 原子炉において、制御棒を抜くとウラン燃料が核分裂をおこし、核分裂連鎖反応により大量の熱エネルギーが生じる。1次冷却材(水)は原子炉圧力容器内においてこの熱を吸収して約320℃の高温(157気圧もの加圧によって沸点が上がっている)になり、他方、これにより原子炉は冷却される。

高温高压の1次冷却材は、1次冷却材ポンプ(図の冷却材ポンプ)によって1次冷却材管を通して蒸気発生器に入り、蒸気発生器内にある約3400本もの伝熱管の中を通過する。その際伝熱管の外側を流れる2次冷却材を加熱して、蒸気を発生させる。他方、自らは冷却され、再び原子炉に送られて、原子炉と蒸気発生器の間を循環する。

イ 2次冷却設備で、蒸気発生器により蒸気となった2次冷却材は、タービン室に導かれ、これによりタービンを回転させて発電する。

タービンを回転させた蒸気は、復水器に入り海水の通っているパイプにより冷却されて水に戻り、この水(2次冷却材)は主給水ポンプ等により再び蒸気発生器に送られる。

第4 被保全権利

人格権は、個人の生命、身体、精神及び生活の平穩等の人格的利益を保護法益とする権利で、憲法上保障された権利であり(13条, 25条), かつ, 私法上の排他的性質を有する権利である。判例においてもこの法理は是認されている(平成7年7月7日最高裁第2小法廷国道43号線・阪神高速道路騒音排気ガス規制等請求事件判決)。したがって, この人格権について違法な侵害を受けた者は, その侵害を排除することができる。また, 現実の侵害が発生していなかったとしても将来違法な侵害が発生するおそれがある場合には, その侵害を受けるおそれのある者は, その侵害の原因となる行為の差止めを請求することができる。

これを本件についてみれば, 3号炉で過酷事故が発生する可能性があり, 過酷事故によって, 大量の放射性物質が外部に放出され, 大気や大地や瀬戸内海がこれに汚染され, 債権者らの生命, 身体, 精神及び生活に重大かつ深刻な被害が発生することは明らかである。

よって, 債権者らは, 債務者に対し, 人格権に基づく妨害予防請求権により本件原発の差止請求権を有する。

第5 司法判断の在り方について

1 はじめに

第4で述べたとおり, 本件仮処分において債権者らが求めているのは, 債権者らの人格権に基づく本件原発の運転差止であるが, 被保全権利, すなわち人格権侵害の具体的危険の内容について述べる前に, 本件仮処分において, 裁判所は, どのような視点から, どのように司法判断を行うべきかについて述べておく。

原発訴訟, 特に民事差止訴訟における司法判断は, 当該原発の稼働・運転に伴って放射性物質が拡散することにより, 債権者らの人格権を侵害する具体的危険性が存在するか否か, 換言すれば, 本件原発が人格権侵害の観点に照らして備えるべき

安全性を備えているかが判断の対象となる。

そして、本件原発が安全性を備えているか否かを判断する方法に関しては、大きく分けて、①原発に求められる安全性の程度をどう解するか、及び、②疎明の負担をどう分配するのか、という2つの問題に分けて考えるのが有用である。以下、これらの点についてごく簡単に触れ、本件仮処分において、債権者らが、裁判所に対してどのような判断を行うことを求めているのかを概説する。

2 ①原発に求められる安全性の程度について

- (1) 原発に求められる安全性の程度については、福島原発事故以前の差止訴訟においては、「原発が有する危険性を社会通念上無視し得る程度に小さく保てているか」という、いわゆる社会通念論が採用されてきた。

しかし、この社会通念という用語は、その内容が一義的でなく、判断者の恣意的な解釈を許す不明確なものであって、原発という、極めて危険で、かつ、ひとたび事故が起こればその損害を容易には回復できないような施設の安全性を判断する基準として、不適切である。

実際に、福島原発事故以前の差止訴訟においては、この「社会通念」という言葉は、安全神話に寄りかかり、政府や事業者など原発を推進する側の主張に盲従するための論理として用いられてきた。原発の安全性について、社会がどこまで許容できるかが重要であることは否定しないが、より重要なのは、その中身について、具体的な規範を明らかにしていくことである。

そして、福島原発事故後、原子力基本法や原子炉等規制法の改正、また、原子力規制委員会設置法の制定など、原子力関連法規の改正手続を通じて一貫して目的とされたことは、福島原発事故のような深刻な事故を二度と起こさない、ということであり(これは国会議事録などを見ても明らかである)、原発に求められる安全性は、福島原発事故のような過酷事故については絶対に起こさないという意味での「限定的」絶対的安全性、あるいは、絶対的安全性に準じる極めて高度

な安全性(=深刻な災害が万が一にも起こらない程度の安全性)と解すべきである(下記図表1参照)。

図表1 絶対的安全性と相対的安全性

絶対的安全性	いかなるミス, 欠陥も許さない安全性(=ゼロリスク)
	福島原発事故のような過酷事故については絶対に起こさないという意味での「限定的」絶対的安全性
相対的安全性	絶対的安全性に準じる極めて高度な安全性(=深刻な災害が万が一にも起こらない程度の安全性)
	従来 of 裁判例が採用してきたレベルの低い安全性(=危険性が社会通念上無視し得る程度に小さく保たれていること)

- (2) なお、債権者らが求めているのは、いかなるミス, 欠陥も許さない安全性、いわゆるゼロリスクではない。近年、絶対的安全性は観念できないから、従来 of 裁判例が採用する社会通念論でよいのだ、という仮処分判断も散見されるが、これは債権者らの主張を曲解するものである。

福島原発事故後の原子力関連法規制の改正趣旨が「福島原発事故のような深刻な災害を二度と起こさない」という点にあることに照らせば、法解釈としては、原発に求められる安全性は、前述 of 限定的絶対的安全性ないし極めて高度な安全性と解するのが妥当なのである。

- (3) また、実質的に見ても、原発の有する危険性が顕在化することによって生じる損害の甚大性に照らし、高度の安全性が要求されるのが正義に適う。

すなわち、一般に、原発事故による損害には、①甚大性(生命や身体に対して深刻な影響を与えること)、②広範囲性(地球規模で放射能汚染を拡散すること)、③コミュニティそのものを破壊すること、④長期間性(数万年単位で汚染すること)、⑤不可逆性(遺伝子を傷つけ元に戻らないこと)、という特徴があるとされている。

このような原発事故被害の特殊性を常に念頭に置かなければ、司法判断を根本

的に誤る結果となるのであり、本件仮処分の審理においても、常に事故被害の重大性に立ち返って審理されることを強く求める。

3 ②疎明負担の公平な分配について

(1) 次に、疎明負担の公平な分配についてであるが、これは、福島原発事故以前の民事差止訴訟を鳥瞰すると、おおむね次のような定式とされている。

「当該原子力発電所の安全性に欠けるところがあって、被控訴人ら(注…住民側)の生命、身体、健康が現に侵害されているか又は侵害される具体的危険があることについての主張立証責任は、人格権に基づく差止訴訟の一般原則どおり、本来、被控訴人らが負うものと解するのが相当である。」

「…(略)…原子炉の安全性については、控訴人(注…事業者)の側において、まず、その安全性に欠ける点のないことについて、相当の根拠を示し、かつ、必要な資料を提出した上で主張立証する必要がある、控訴人がこの主張立証を尽くさない場合には、本件原子炉に安全性に欠ける点があり、その周辺に居住する住民の生命、身体、健康が現に侵害され、又は侵害される具体的危険があることが事実上推認されるというべきである。そして、控訴人において、本件原子炉の安全性について前記説示の主張立証を尽くした場合には、本来主張立証責任を負う被控訴人らにおいて、本件原子炉に安全性に欠ける点があり、被控訴人らの生命、身体、健康が現に侵害され、又は侵害される具体的危険があることについて、その主張立証責任に適った主張立証を行わなければならないとするのが相当である」(志賀2号炉控訴審判決)

(2) しかし、このような考え方は、最高裁判所平成4年10月29日判決・民集46巻7号1174頁(所謂伊方原発設置許可処分取消訴訟最高裁判決。以下「伊方最高裁判決」という)に反しているだけでなく、特に福島原発事故後の原子力関連

法規制の改正趣旨にも明確に反しており、採用されるべきではない。

すなわち、伊方最高裁判決は、立証責任について、「本来原告が負うものと解されるが当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が所持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議において用いられた具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、債務者行政庁の判断に不合理な点がないことを相当の根拠及び資料に基づき主張、立証する必要がある、被告行政庁が、その主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした判断に不合理な点があることが事実上推認される。」と判示し、それと同旨の見地に立って本件原子炉設置許可処分の適否を判断した原判決（高松高裁昭和59年12月14日判決・判例時報1136号3頁。以下「伊方控訴審判決」という）は正当であるとされた。

そして、伊方控訴審判決は、「原子炉設置の安全性に関する司法審査は…（略）…安全性を肯定する行政庁の判断に、現在の科学的見地からして当該原子炉の安全性に本質的にかかわるような不合理があるか否か、という限度で行うのが相当であり、ただ、その点の主張立証責任については、公平の見地から、安全性を争う側において、行政庁の判断に不合理があるとする点を指摘し、行政庁においてその指摘をも踏まえ自己の判断が不合理でないことを主張立証すべきものとするのが妥当である」と述べ、明確に行政側に立証責任を課していたものであり、これを「正当」と評価している伊方最高裁判決についても、事実上立証責任を転換したものと解するのが妥当なのである。

- (3) また、前述のとおり、福島原発事故後、原子力関連法規制が改正され、その趣旨は、「福島原発事故のような深刻な事故を二度と起こさないようにする」という点にあることが明確となった。

仮に、(1)のような疎明負担の場合、原発が安全かどうか分からない、すなわち、

ノンリケットとなった場合には、住民側が敗訴の負担を負う(つまり、原発は稼働される)。しかし、これは、「福島原発事故のような事故を二度と起こさない」という法の趣旨に照らして妥当であろうか。安全かどうか分からないにもかかわらず、稼働がされるような事態は、到底法が想定したものではないというべきだし、社会としても、そのようなリスクまで受容しているとは到底いえない筈である。そうであるならば、「深刻な災害を二度と起こさない」という観点に照らし、当該原発が安全であるという高度の蓋然性がない限り、原発の再稼働を認めてはならないのであって、それが法の求める司法判断の在り方というべきである。

- (4) 疎明負担の具体的な分配方法については、改めて準備書面において補充するが、ここでは、基本的には、事業者側に本件原発が安全であることを疎明させるのが公平・正義に照らして不可欠であるということを強調しておきたい。

4 具体的な判断の在り方について

- (1) 本項の最後に、以上のような原発に求められる安全性、また、疎明負担の分配を前提として、具体的に、司法はどのように争点に関する判断をしていくべきなのかについて述べておきたい。

原発訴訟は、極めて高度な科学技術的知見をもとに設置・運転される原発の安全性に関する訴訟であり、その判断には、専門技術的知識及びそれを判断する能力が不可欠であるかのように考えられているが、必ずしもそうではない。

確かに、債務者の採用した専門技術的知見が正しいか否か、あるいは、債権者らの主張と比較して、いずれの主張が科学的に見て正しいものなのか、という判断をしようとするれば、それは専門技術的知識及び判断能力が不可欠ということになる。

しかし、債権者らはそのような判断を求めているわけではないし、司法判断の在り方として必ずしも適切でもない。

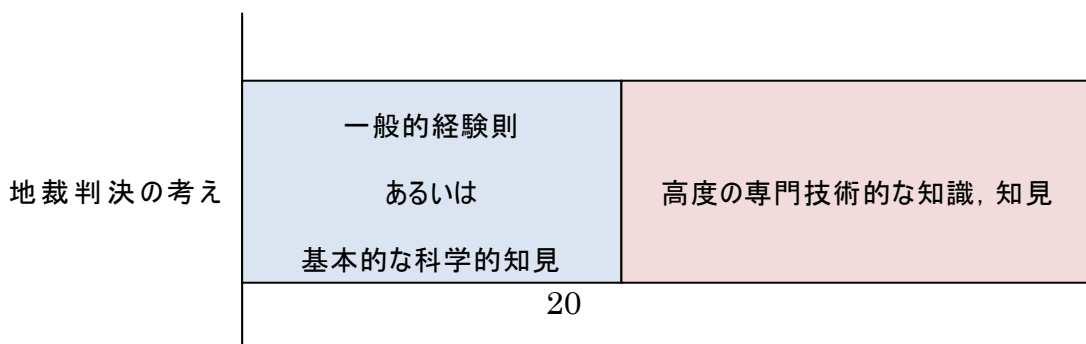
(2) 福島原発事故後の原子力関連法規制の改正趣旨,そして,そこから導かれる原発に求められる安全性の程度に照らせば,裁判所は,次のような判断を行えばよいのである。

すなわち,債務者は,債権者らが指摘する科学的に見て合理的にみえる疑問に対し,①そのような疑問を考慮しなくてもよい根拠,あるいは,②そのような指摘を踏まえてもなお原発が安全である根拠,のいずれかを主張・疎明しなければならない。そして,債務者の主張・疎明によってもなお債権者らの疑問が払しょくされない場合には,原発の安全性に疑問が残る(すなわち,債権者らの人格権侵害の具体的危険性が存在する)として,当該原発は差し止められなければならない。

(3) このような判断方法によれば,裁判所は,必ずしも高度に専門技術的な知見について判断しなくともよい場合がある。実際,大飯原発3,4号炉に関する福井地裁平成26年5月21日判決は,「(人格権侵害を根拠とする差止訴訟における)裁判所の判断は…(略)…必ずしも高度の専門技術的な知識,知見を要するものではない」と述べている。

これは,事業者の主張した本件原子炉の安全性が,そもそも高度の専門技術的な知識・知見を要するレベルではなく,一般の経験則,あるいは基本的な科学技術的な知識・知見に照らすだけで,当該原発が安全でないことを十分に判断できる程度のレベルにしかない,ということを示している(下記図表2参照)。

図表2 大飯原発福井地裁判決の考え方





この部分は十分判断可能

→この部分で不合理と判断



この部分を判断するまでもなかった

→当該事案では不要

原発訴訟であるからといって、その全てが高度の専門技術的知見を要するものではなく、一般の経験則や基本的科学技術的知識・知見に照らすだけで判断できる部分があるということはぜひ念頭に置いていただきたいと考える。本来判断できる部分についてまで高度の専門技術性を理由に判断を回避するようなことがあっては絶対にならない。

5 大津地裁平成28年3月9日決定

以上述べた点について、大津地裁平成28年3月9日決定も、伊方最高裁判決を引用した上で、次のように判示しているところである。

「原子力発電所の付近住民がその人格権に基づいて電力会社に対し原子力発電所の運転差し止めを求める仮処分においても、その危険性すなわち人格権が侵害される恐れが高いことについては、最終的な主張立証責任は債権者らが負うと考えられるが、原子炉施設の安全性に関する資料の多くを電力会社側が保持していることや、電力会社が、一般に、関係法規に従って行政機関の規制に基づき原子力発電所を運転していることに照らせば、上記の理解はおおむね当てはまる。そこで、本件においても、債務者において、依拠した根拠、資料等を明らかにすべきであり、その主張及び疎明が尽くされない場合には、電力会社の判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである。

しかも、本件は、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力規制行政に大幅な改変が加えられた後の事案であるから、債務者は、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力規制行政がどのように変化し、その結果、

本件各原発の設計や運転のための規制が具体的にどのように強化され、債務者がこの要請にどのように応えたかについて、主張及び疎明を尽くすべきである。

このとき、原子力規制委員会が債務者に対して設置変更許可を与えた事実のみによって、債務者が上記要請に応える十分な検討をしたことについて、債務者において一応の主張及び疎明があったとすることは出来ない。当裁判所は、当裁判所において原子力規制委員会での議論を再現することを求めるものではないし、原子力規制委員会に代わって判断すべきであると考えるものでもないが、新規制基準の制定過程における重要な議論や、議論を踏まえた改善点、本件各原発の震災において問題となった点、その考慮結果等について、債務者が道筋や考え方を主張し、重要な事実に関する資料についてその基礎データを提供することは、必要であると考え。そして、これらの作業は、債務者が既に原子力規制委員会において実施したものと考えられるから、その提供が困難であるとは言えないこと、本件が仮処分であることから、これらの主張や疎明資料の提供は、速やかになされなければならない、かつ、およそ1年の審理期間を費やすことで、基本的には提供することが可能なものであると判断する。」

第6 伊方原発における過酷事故発生の蓋然性

1 軽水型原子炉の危険性

(1) 軽水型原子炉の綱渡りの熱設計

前述のとおり、原子炉内の炉心には、燃料棒が1cm弱の間隔を置いて林立している。

二酸化ウランを陶器のように焼き固めて加工したペレット(円柱形で長さ約1cm、直径約8mm)約360個を、長さ4mのジルコニウム合金(ジルカロイ)製の被覆管の中に詰めたものが燃料棒である。燃料棒を263本束ねたものが燃料集合体であり、原

子炉圧力容器内には燃料集合体が、1号炉及び2号炉では各121体、3号炉では157体入っている。

運転中のペレット中心部温度は2400℃にも上るが、燃料棒と燃料棒の1cm弱の隙間を高速で冷却材が流れ核反応で発生した熱を除去するため、燃料棒の表面温度(被覆管の温度)は320℃程度に留まっている。

このように、通常運転中でもペレット中心部から被覆管までのわずか5mmの間に2000℃以上の温度差があるところ、冷却材の供給・循環が途絶えて燃料棒が冷却材から露出し冷却が行われなくなる(いわゆる空焚き状態)と、スクラム停止(原子炉緊急停止)しても、わずか数分程度で2000℃以上まで急上昇する。そうなると、被覆管(融点約1900℃)が溶けたり、さらに温度が上昇して燃料ペレット(融点約2800℃)自体が溶けたりすることになる(炉心溶融、メルトダウン)。炉心溶融が起これば、大量の放射性物質が原子炉圧力容器内にもれてしまうだけでなく、溶融した燃料が落下して原子炉圧力容器(融点約1500℃)に穴をあけ、原子炉格納容器に落下する(炉心貫通、メルトスルー)。さらには、溶融した燃料が原子炉格納容器をも溶かして、大量の放射性物質が原子炉格納容器外部に放出されることとなる。

ところで、原子炉が停止しているにも関わらず、燃料の温度が上昇するのは、放射性物質が放射性崩壊を起こすときに発する崩壊熱による。すなわち、ウラン235が核分裂して生成される放射性物質(セシウム137, ヨウ素131等)は、放射線を出して他の物質に変化(放射性崩壊)し、その際に大量の熱(崩壊熱)を発生する。放射性崩壊は半永久的に継続する。したがって、原子炉停止後も、原子炉内に冷却材(水)を循環させて長期間に亘り燃料棒を冷却し続けなければならない。

このように炉心では、大量の熱の発生とこの熱の除去との間で、工学的技術を駆使した綱渡りのようなバランス操作が取られているのである。したがって、一旦そのバランスが崩れると、極めて短時間に炉心の温度は上昇し、破局へと突き進む。福島原発事故で見たような、冷却材喪失→炉心溶融→炉心貫通のそもそもの原因は、軽水型原子炉の綱渡りのような熱設計にあるといっても過言ではない。

(2) 東日本大震災と福島原発事故

軽水型原子炉の綱渡り設計に由来する危険性が現実化したのが、福島原発事故である。ここで、東日本大震災と福島原発事故を概観する。

2011(平成23)年3月11日午後2時46分、三陸沖(牡鹿半島の東南東約130km付近)深さ約24kmを震源とするモーメント・マグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生した。このとき、福島第一原発1号炉ないし3号炉(いずれも沸騰水型原子炉)は運転中、4号炉ないし6号炉は定期点検中であった。地震を感知してすぐに福島第一原発1号炉ないし3号炉は自動的にスクラム停止(原子炉緊急停止)した。ところが、地震により外部からの送電設備が損傷し、すべての外部電源を喪失した。そのため、非常用ディーゼル発電機が自動起動し、一旦電源は回復したが、津波等の原因(津波だけが原因なのかは争いがある)によって、福島原発1号炉、2号炉、4号炉の全電源及び3号炉、同5号炉の全交流電源が喪失した。

福島第一原発1号炉ないし3号炉はいずれも冷却機能を失ったため、前述した機序のとおり、メルトダウンを引き起こし、さらに落下した核燃料が原子炉圧力容器の底を貫通して原子炉格納容器に落下するというメルトスルーまで引き起こした。

また、炉心溶融の過程で被覆管の合金成分であるジルコニウムと水蒸気が反応して水素が発生し、原子炉格納容器内が設計条件をはるかに超えて高圧となったため同容器から漏れ出した水素によって、福島第一原発の1号炉、3号炉及び4号炉の原子炉建屋内において水素爆発が生じた。

さらに、原子炉格納容器の圧力の異常上昇を防止し、原子炉格納容器自体を保護するため、放射性物質を含む原子炉格納容器内の気体を一部外部に放出し、圧力を降下させるベントが試みられた。これによって、福島第一原発の1号炉、3号炉では圧力を一定程度下げることができたが、2号炉では失敗したため圧力を下げることができなかった。もっとも、実際にはベントに失敗したにもかかわらず2号炉の原子炉格納容器内の圧力は低下した。これは、原子炉格納容器が一部破損したた

めと推測されている。以上により、少なくとも90万テラベクレルと推定される大量の放射性物質が外部に放出される事態となった。

そもそも事故があったときに放射性物質を閉じ込めるのが原子炉格納容器の役割であるから、原子炉格納容器から放射性物質を外部に放出させるベントは本来してはならないことである。にもかかわらず、福島原発事故ではそれを行わざるを得なかった。当時の菅直人首相の言葉を借りれば、まさに「東日本が壊滅する」寸前まで陥っていたのである。それだけ重大な危険性のある事故を引き起こしてしまうのが、軽水型原子炉である。

(3) 小括

以上のおり、軽水型原子炉の炉心では、大量の熱の発生とこの熱の除去との間で綱渡り的にかろうじてバランスが取られているに過ぎない。そして、東日本大震災に端を発する福島第一原発事故では、電源喪失によって冷却機能を喪失した炉心がメルトダウンからメルトスルーにまで至り、原子炉格納容器の爆発を防ぐために、放射性物質をベントにより大量に外部に放出する事態にまで陥った。

本件において、まず重視されなければならないのは、福島原発事故により発生したこのような厳然たる事実である。

2 伊方原発における過酷事故の蓋然性

(1) はじめに

以下では、伊方原発における過酷事故発生 の蓋然性について、地震、津波等の自然災害や人為的な災害の可能性、さらには過酷事故の原因となる災害発生後の二次的な事故によって過酷事故の收拾が不可能になる危険も含めて指摘する。

(2) 地震

ア 伊方原発の立地の危険性

伊方原発は、南海トラフ巨大地震の震源域上に位置するだけでなく、中央構造線という世界最大規模の非常に長大な活断層(次の図参照)の直近に位置しており、大地震の発生が具体的に懸念される地点に立地している。

政府の地震調査研究推進本部は、南海トラフの巨大地震について、マグニチュード8～9クラスの巨大地震が30年以内に70%程度という極めて高い確率で発生するとの長期評価を発表している。伊方原発はその震源域(地震が発生したときの岩盤のずれ(断層)が生じた領域。なお、震源は岩盤のずれが始まったところを指すのに対し、震源域はそのずれが地震波を周囲に発しながら広がり、最終的にずれ破壊を生じた領域全体を指す。)に位置しているから、南海トラフ巨大地震により、その送電設備や配管設備等が破損する可能性が高い。



(ウィキペディアより 赤線が中央構造線)

そして、中央構造線は、関東から九州に至る世界最大級の活断層であり、平均変位速度は1000年あたり最大8～9mとされ、「活動度は勿論A級です。糸魚川―静岡線の中部とともに、日本最大の平均変異速度を持つ、最も活発な活断層です。」(松田時彦「活断層」)とされ、1981(明治24)年10月28日に発生した明治以降最大の内陸地震である濃尾地震と対比して、「濃尾地震を遥かに超える巨大地震を起こす力を秘めています。」(同書)とされている。政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会が、6つの区間が連動して活動する可能性も否定できないとしてマグニチュード8.0程度もしくはそれ以上の地震が発生すると推定しており、また、債務者もマグニチュード8.6ないし8.7の地震を想定しているところであって、高知大学の岡村教授も、「伊方原子力発電所を襲う強振動は、加速度においても、少なくとも1000ガル、2000ガル以上もあり得るものと想定しなければならない。」としているのである。伊方原発は、この中央構造線断層帯からわずか5kmしか離れていない場所に立地していることから、中央構造線の大地震により重大かつ甚大な被害を受けることは確実である。

東京大学地震研究所元准教授の都司嘉宣氏は、「地震学者としてこれだけはやめてくれ」と言いたい日本の原発として、伊方原発を東海地震の震央に立地している浜岡原発に次ぐワースト2に挙げている。

イ 過去に大地震に見舞われ、大地震の前兆である熊本地震が発生していること

上記都司元准教授によると、慶長元年(1596年)9月1日20時頃、大分県湯布院から愛媛県西条市広江にかけて160kmに亘って慶長元年豊予地震が発生し、各地に甚大な被害をもたらした事実が明らかにされている。

そして、本年4月熊本地震が発生したが、これは、中央構造線上の布田川断層帯、日奈久断層帯、別府・万年山断層帯を震源とするものであり、これに連なる中央構造線上の伊予灘海域の断層帯を震源とする伊方原発直近での大地震を想定しなければならない段階に既に至っている。

ウ 伊方原発における基準地震動が過小であること

債務者は、当初1号炉の設計地震動を200ガルとし、その後、伊方原発の基準地震動を何度か引き上げてきたが、現在でも650ガルに留まっている。

新規制基準適合性審査中の原子力発電所の中には、柏崎刈羽原発2300ガル、浜岡原発2000ガル、女川原発1000ガルと、4桁に届く基準地震動も見られる中(なお、この3つの原発は審査中であるので今後さらに基準地震動が引き上げられる可能性もある。)、伊方原発については、前述のとおり、南海トラフ震源域と中央構造線断層帯という2つの特別な地震リスクがありながら、650ガルという評価に留まっており、新規制基準適合性審査をパスしたからといって、安全性が保障されたとは到底言えないことは明らかである。

この点、石橋克彦神戸大学名誉教授は、新聞社の取材に対して、「敷地の前面に国内最大級の断層帯(中央構造線断層帯)があるにもかかわらず、基準地震動を最大650ガルとしたのは信じ難いほどの過小評価だ。」「(南海トラフ巨大地震が起きると)伊方原発は震源域の北西端の直上にあり、影響は甚大。長時間の揺れでプラント機能が健全性を保てるか疑問だ。」「(平成26年9月20日付大分合同新聞「伊方安全対策は脆弱 石橋克彦・神戸大名誉教授に聞く」とコメントし、伊方原発の基準地震動評価に疑義を呈している。

また、瀨瀬一起東京大学地震研究所教授は、別の新聞社の取材に対し、「南海トラフ巨大地震は震源域が一部で陸の下にかかっており、東北地方と同じ規模の地震が起きれば、もっと強く揺れるはずだ」「中央構造線断層帯があれだけ近いのに、この程度で済むのかなという気はする。(中略)54キロから480キロ延ばして、これだけ(基準地震動が570ガルから最大650ガル)しか変わらないのは違和感がある。(基準地震動が)もう少し大きくなってもいい気はする」(平成25年3月21日付け愛媛新聞「東京大地震研 瀨瀬一起教授に聞く」とコメントし、やや表現は異なるが石橋教授とほぼ同様の指摘をしている。

エ 我が国の原発は想定を超える地震動に見舞われてきたこと

現在までに日本の原発に基準地震動を超える地震動が到達した事例は、以下の5例であるとされているが、実際には、④、⑤の東北地方太平洋沖地震の際の日本原子力発電東海第二原発、その地震の余震(同年4月7日、宮城県沖)の際の女川原発と東海第二原発も、はざとり波の応答スペクトルが一部周期帯で基準地震動 S_s を超えており、正確には8例である。

① 2005(平成17)年8月16日 宮城県沖地震 M7. 2

女川原発 南北方向316ガル観測

当時の設計用最強地震250ガル, 設計用限界地震375ガル

② 2007(平成19)年3月25日 能登半島沖地震 M6. 9

志賀原発1号炉, 2号炉で南北方向615ガル, 東西方向637ガル観測

当時の設計用最強地震375ガル, 設計用限界地震450ガル

③ 2007(平成19)年7月16日 新潟県中越沖地震 M6. 8

柏崎刈羽原発で最大1699ガル観測

当時の設計最強地震300ガル, 設計用限界地震450ガル

④ 2011(平成23)年3月11日 東北地方太平洋沖地震 M9. 0

福島第一原発2号炉 550ガル観測(想定438ガル)

福島第一原発3号炉 507ガル観測(想定441ガル)

福島第一原発5号炉 548ガル観測(想定452ガル)

⑤ 2011(平成23)年3月11日 東北地方太平洋沖地震 M9. 0

女川原発1号炉 540ガル観測(想定532ガル)

同原発2号炉 607ガル観測(想定594ガル)

同原発3号炉 573ガル観測(想定512ガル)

このように、わずか6年足らずの間に、全国で17箇所しかない原発の内、実に5箇所の原発に8回にわたり想定した地震動を超える地震が到来しているという事実は直視されなければならない。

さらに、前述のとおり、伊方原発には南海トラフ震源域と中央構造線断層帯という2つの特別な地震リスクがあることを併せ考えると、伊方原発の基準地震動を650ガルとすることにより安全性が担保されているなどとは到底いえないのである。

オ 小括

以上のとおりであるから、伊方原発において、地震による過酷事故が発生する蓋然性は高いと言わざるを得ない。

(3) 津波

前項のとおり、伊方原発は南海トラフ巨大地震の震源域上に位置するとともに、中央構造線という世界最大規模の活断層の直近にも位置している。

伊方原発に想定される津波について、債務者は、中央構造線断層帯海域部の地震に伴う津波7.56m、敷地近辺の地滑りによる津波6.35m、両者が複合して8.12m、地盤沈降・潮位のばらつきを考慮しても8.7mであるところ、重要な安全施設のある建屋は高さ10mの敷地に設置されているため、津波による影響を受けるおそれはないとしている。

しかし、福島第一原発における東京電力の津波の予測は、昭和46年当時、最大約3.1m、平成14年は5.7m、平成21年も6.1mであった。しかるに東日本大震災では、想定を大幅に超える高さ15.5mの津波が襲来し、電源喪失による過酷事故に至ったのである。

上記都司元准教授は、慶長元年豊予地震の際の大分県佐賀関での津波を10.6m(かそれ以上)と測定した上で、伊方原発付近での津波について、「津波は、6～10mと考えて大きくは間違っていないであろう。」としているのである。

前述した伊方原発の立地条件、これと密接に関連する基準地震動等を考慮するなら、想定を超える津波の発生は否定できない。

(4) 土砂災害

平成26年8月、広島市安佐南区を襲った土砂災害は記憶に新しいところであ

るが、近年、日本において頻繁に台風や大雨による土砂災害が頻発している。

伊方原発は、山間部と海岸に挟まれた狭い地域に立地しており、3号炉の原子炉建屋南側には、高さ約82m、傾斜角45～60度の崖が迫っている。

強い地震動が伊方原発を襲い、さらに集中豪雨などが重なれば、地すべりや土石流が発生する可能性は否定できず、その場合には原子炉建屋や配管、周辺機器等に甚大な被害が及び、過酷事故に発生する可能性は十分にある。

なお、崖上には重油タンクが置かれているが、土砂災害の際には、これが大惨事の原因ともなり得る。



(伊方原発の全景。一番左側にあるのが3号炉)

(5) 過酷事故の原因となる人為的災害

過酷事故の原因となるのは、地震や津波等の自然災害にとどまらない。

原発がテロやミサイルの標的となる危険性もある。

例えば、アメリカ同時多発テロのときのように旅客機が突入することもあるが、日本の原発にはその物理的な衝撃力に耐えられるだけの強度は要求されていない。仮に、物理的な衝撃のみで原子炉に致命的な破壊が起きなかった場合でも、現場では旅客機の燃料が飛び散るなどして、大規模な火災が発生すると考えられ、

早期に鎮火しなければ原子炉は過酷事故に進展する可能性がある。このような状況下では消火活動を行うのも容易ではない。がれきや多数の死傷者であふれる混乱した事故現場で、電力会社の社員がマニュアルどおりに消火活動を行える可能性は極めて低いといわざるを得ない。

(6) 二次的に発生する事故

以上のような過酷事故の原因となる出来事が発生した場合、蒸気発生器の配管破断、制御棒の挿入不能、水素爆発(爆轟)、水蒸気爆発等の事故が発生し、これらに対する対応が不可能となり、大量の放射性物質が西日本を中心に日本全帯を覆い尽くすような破滅的な事態が発生することも十分考えられる。

(7) まとめ

以上のとおり伊方原発における過酷事故の蓋然性があることは明らかと言える。

第7 新規制基準と審査方法

1 はじめに

福島原発事故の惨状を目の当たりにして、2012(平成24)年6月、原子炉等規制法(以下「炉規法」という。)の改正が行われるとともに、3条委員会として原子力規制委員会(以下「規制委員会」という。)が設置され、翌2013(平成25)年7月には、同委員会により所謂新規制基準が制定された。

新規制基準は、多数の規則・解釈・ガイドライン等の総称で、その中心的存在は「実用発電用原子炉及びその附属設備の設置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下「5号規則」という。)である。同規則は、第1章で適用範囲と定義を規定した後、第2章において、設計基準対象施設に対し、設計基準事故等の発生・拡大を防止するための性能等を要求し、第3章では、重大事故等対処施設に対し、重大事故等に至った場合にもなおこれに対処できる性能・設備等を要求し、これによって放射性物質の放出・拡散を防止し、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全の目的を実現しようとしている(法1条)。しかし、新規制基準は未だ福島原発事故の原因解明

も十分に為されない中で制定されたもので、この目的を果たし得るものであるかについては、極めて疑問である。

上記伊方最高裁判決は、本件と同じ伊方原発(但、1号炉)を舞台とする原子炉設置許可処分取消訴訟において、原子炉設置許可基準が定められた趣旨を「(放射能)災害が万が一にも起こらないようにするため・・・」と述べている。原発事故の悲惨さを思えば、「万が一」が単なる修辭語ではなく、強い規範性を持つものであることは銘記されなければならない。法の世界においても、過酷事故は「万が一」にも起きてはならないのである。

そこで、以下に、新規制基準の主な問題点を、以下に限られないという限定を付して、簡単に列挙する。

2 設計基準対象施設

設計基準対象施設とは、設計基準事故等の発生・拡大を防止するために必要なもので、その目的を果たすために、施設に対し、例えば、耐震性・安全性等につき一定の性能を要求等している。しかしながら、それが十分に目的を達し得るものであるかは極めて疑問である。

(1) 地震

地震について、5号規則第4条は1項で「地震力に十分に耐えることができるものでなければならない」とし、2項で地震力の算定方法につき、3項で安全機能の維持につき、いずれも抽象的に要求した後、同規則の解釈(以下「5号規則解釈」という。)において、基準地震動の策定条件等を具体的に指示している。

伊方原発3号炉における基準地震動も上記に従い策定され、敷地ごとに震源を特定する基準地震動は650ガル(中央構造線断層帯による地震を想定。なお、震源を特定しないで策定する地震動は620ガル)とされている。しかしながら、地震の選定、地震動の評価、基準地震動の策定等はいずれも再稼働を目指す債務者が行い、規制委員会はこれを審査・承認するという方法が採られている。審査基準及びその当て嵌めの妥当性には疑問がある。

(2) 津波

5号規則第5条は、設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波(基準津波)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ旨定め、5号規則解釈の別記3において、具体的な基準を定めている。しかしながら、津波の想定も債務者が行い、規制委員会はこれを審査するのみである。その妥当性には地震の場合と同様に疑問が残るのである。

(3) 土砂災害

重要安全施設について、債務者は、土石流や地滑りによる被害のおそれはないとして、対策をとっていない。しかし、前述のとおり伊方原発3号炉の南側には重油タンクが設置された高さ82m、傾斜角45～60度の崖が迫っている。ここでも審査の妥当性について前記同様に疑問が残る。

(4) その他

各地の原発において、過去に多くの事故が発生している。隠蔽された事故も少なくないものと想像される。その中には過酷事故につながる危険性を持つものもあったかもしれない。これらの事故の原因もまた多様であったろう。火災・溢水・誤作動・人為的誤操作・施設の老朽化等も原因となり得る。原発が本来的に危険を内蔵するものであるが故に、審査の妥当性には不安が大きい。

3 重大事故等対処施設

重大事故等対処施設の規定は、過酷事故は起こらないという安全神話の下、その対策を怠った結果である福島原発事故の反省から設けられた。即ち、常に想定を超える危険は存在するとの認識の下で、万が一にも放射性物質が外部に放出・拡散し、人の生命・健康等に被害が生じることを防止しようとするものである。しかしながら、その内容は如何にもお座成りであり、中には目的とは逆に過酷事故を誘発するものさえ存在する。

(1) 重大事故等対処施設の耐震性、耐津波性等

新規制基準は重大事故等が発生した場合における、炉心の著しい損傷防止対

策、原子炉格納容器の破損防止対策、放射性物質拡散抑制対策を要求している(5号規則37条・44～52条・55条)。しかるに、重要事故等対処施設に要求される耐震性・耐津波性は設計基準対象施設以上のものではない(5号規則3～5条・8条と同38～41条)。これでは、設計基準対象施設が損傷を受けると同時に重要事故等対処施設も損傷を受けることにも成り得るわけで、重要事故等対処施設としての機能を果たしているとは言えない。

(2) 可搬型設備

重大事故等発生時の対処策として、新規制基準は可搬型設備(可搬型代替電源設備・ポンプ車・注水車等々)の多用を認めている(5号規則43条)。これらの設備は当然に人によって操作されるものであるが、福島第一原発事故がそうであったように、混乱と瓦礫の中で、適切に操作し効果的に稼働させることができるものか、極めて疑わしい。

(3) 水蒸気爆発

5号規則37条2項、同51条、同規則解釈は、炉心溶融が起こり、溶融物が原子炉圧力容器下部を溶かし原子炉格納容器に落下した場合、原子炉格納容器の破損を防ぐため、原子炉格納容器に水を張ることを求めている。これによって、原子炉格納容器から放射性物質が外部に放出・拡散することを防止しようとするのであるが、この方法は、逆に水蒸気爆発の危険を招来するものである。ひとたび上記状況の中で水蒸気爆発が起これば、原子炉圧力容器・原子炉格納容器が木っ端微塵に破壊され、広範囲にわたり壊滅的な放射能被害が生じることになる。

しかるに、新規制基準は、水蒸気爆発は起こらないものとして、上記方策を要求している。

(4) その他

ア 水素爆発の威力は福島第一原発事故において直接目にしているが、伊方原発においても、重大事故により当然起こり得る危険である。しかし、その対策は不十分である。

イ 新規制基準はテロ対策も要求している。日本人人質2名を犠牲にしてまでISとの対決姿勢を鮮明にした日本は、既に彼らのテロ対象国家になっていることを覚悟すべきである。また、国内においても、オウム真理教による地下鉄サリン事件は記憶に新しい。第2のオウムが生まれる危険は十分にある。

しかるに、申請内容は、人の接近管理・出入管理・持込物件の点検等に過ぎないが、これでも基準適合と認められている。武装集団の存在は全く想定されていない。伊勢志摩サミットでテロ対策をしているというのなら、何故、原発には真面目な対策をとらないのか、不思議という外ない。

4 審査方法

施設の強度等を計算する場合、如何なる数値(データ)を使うか、如何なる計算方法を採用するか、さらに、どのようにして施設の安全性を検証するかという問題は、審査における最も重要な課題の一つである。

(1) 実力値および計算の厳密化

施設に使用する資材の強度に「規格値」ではなく、「実力値」を用いる便法がある。規格値は多かれ少なかれある程度の余裕を持っている。それは資材にむら等がある場合にも、規格値の強度を維持するためのものである。また、施設の強度等の計算方法も単一ではない。ある計算方法では1000kgの力がかかるが、別の計算方法では900kgに収まるということがある。これが計算の厳密化である。

建設当時、伊方原発3号炉の基準地震動S2は473ガルであった。しかるに、この度の審査における基準地震動は650ガルとなった。当然、それに応じた耐震補強が為されなければならない。

元々の施設の設定値には、相当の安全率が設けられている。これは、仮に資材の強度や施設にかかる応力の計算に不確実な面があっても、事故にならないために必要な余裕である。上記の耐震補強が仮令その一部であれ、上記の実力値と計算の厳密化により代替されているとしたら、とんでもないことである。耐震補強が適正

に行われたのか、詳細にわたり明らかにされるべきである。

ところで、何故、建設当時473ガルで安全だとされていたものが、今回650ガルに引き上げられたのか、473ガルが安全を保障するものでなかったのなら、どうして650ガルが安全を保障すると言えるのか。安全が極めて相対的に扱われていることを物語るものである。

(2) クロスチェック

規制委員会は、申請者の申請内容を審査するに当たっては、①申請者が使ったデータの妥当性ととも、②申請者が使用したのとは別の解析コードを使って適合審査の信頼性を確保する必要がある。②をクロスチェックといい、旧原子力安全・保安院及び原子力安全委員会においても、設置変更許可審査等において、当然のこととして採用されていた。

例えば、重大事故が発生した場合の原子炉格納容器の破損等防止対策(5号規則37条2項)の有効性については、審査において実験することは出来ないから、コンピューターによるシミュレーション解析を行うが、入力するデータとプログラム(解析コード)によって結論は変わり得る。このため、審査の信頼性を高めるため、別のプログラム(解析コード)による検証が必要になる。しかるに、規制委員会の審査において、総ての対策等に対し厳密にクロスチェックが為されているかに疑問が生じている。

(3) 政治的影響

原発問題は、極めて政治性の強い問題である。審査が既にその影響を受けている危険性は極めて大きいと言わざるを得ない。

第8 伊方原発で過酷事故が発生した場合の債権者らの被害

1 被曝による被害

(1) 福島第一原発事故における放射性物質の拡散状況

ア はじめに

伊方原発で過酷事故が発生した場合の放射性物質による汚染について主張する前提として、最も参考となるのは、不幸にも原発事故による放射性物質の放出が現実化してしまった福島原発事故時の実情である。

イ 大気中への放出・拡散

福島原発事故による大気中への放射性物質の放出の原因は、格納容器ベント(減圧処理)による放出、建屋爆発による放出、爆発後の建屋からの継続放出の3つに区分できる。

福島第一原発事故で大気中に放出された放射性物質の総量は、ヨウ素換算(国際原子力指標尺度<INES 評価>)にして約900PBqとされ、うち放射性ヨウ素の総量は500PBq、セシウム137の総量は10PBqとされている。PBq(ペタベクレル)のペタとは10の15乗という意味であり、900PBqとは、90京ベクレルを意味するものである。

因みに、チェルノブイリ原子力発電所の事故ではINES評価 5200PBqの放出量であるが、福島第一原発事故においても水蒸気爆発が生じていたら、チェルノブイリと同様、若しくはそれ以上の放射性物質の拡散も十分にあり得た。

大気中に放出された放射性物質のうち、重力や降雨の影響を受けない希ガスは風によって運ばれるとともに拡散していく。一方、ヨウ素やセシウム等は重力や降雨の影響を受け、風によって拡散しながら地表面及び海面へ降下する。更に、地表面に沈着した後も雨水によって河川に運ばれ、その後海洋へ移行するなど、複雑な挙動をする。

文部科学省は、福島原発事故後、アメリカ合衆国エネルギー省と共同で福

島第一原発から80ないし100kmの範囲内(福島第一原発の南側については120km程度の範囲内まで)の地表面から1mの高さの空間線量率及び地表面に蓄積した放射性物質(セシウム134, セシウム137)の蓄積状況を航空機モニタリングにより調査し, さらにそれ以上の範囲の地域についても文部科学省独自に航空機モニタリング調査を行い, その結果について別図1及び2の通り報告している。なお, モニタリング調査によって判明しているのは, 地上の空間線量率や放射性物質の蓄積状況であり, 海上に降下した放射性物質の挙動は不明である。

以上の報告結果からも, 福島第一原発事故において放出された放射性物質が, 種々の影響を受けながら広範囲に拡散し, 地上に降下した後は土壌を汚染していったことは明らかである。

ウ 海洋への流出

放射性物質の放出・拡散は大気中だけではない。福島第一原発1号炉ないし3号炉では, 原子炉の冷却のために注入された大量の冷却水が, 核燃料に触れて高濃度に汚染され, その汚染水が原子炉圧力容器及び原子炉格納容器の損傷によって, 原子炉建屋やタービン建屋の地下に流入した。そして, この汚染水が津波によって浸水した海水等と混ざり合うことで大量の汚染水が発生することとなった。

さらに事故後に大量の地下水や雨水が様々な経路で建屋内に流入し, 建屋内の汚染水と混ざり合うことで, さらに大量の汚染水が発生した。

放射線の影響に関する国連科学委員会がまとめた「電離放射線の線源, 影響およびリスク UNSCEAR 2013年報告」によれば, 福島原発事故による海洋への放射性物質の放出量について, セシウム137が3PBqから6PBqの間であり, ヨウ素131はその約3倍に達した可能性があるとされている。

また, 福島第一原発の内部においては, まだ海洋に放出されていない汚染水も存在している。事故直後に建屋から漏出した汚染水は, 福島第一原発2

号炉ないし4号炉タービン建屋の海側にある海水配管トレンチ(配管やケーブルを収納している地下トンネル)内にまで流入し、滞留している。トレンチ内には現在も1万トン以上の多量の汚染水が滞留しているものと推測されており、これら大量の汚染水も今後海洋に放出されるおそれがある。

政府は、ALPS(多核種除去設備)による汚染水の浄化、サブドレンからの地下水の汲み上げ、凍土壁の設置等の措置により、海洋への汚染水流出を食い止めようとしているが、未だ抜本的な解決策とはなっていない状況である。

なお、ALPSによっても、放射性物質の一つであるトリチウムは除去されない。原子力規制委員会は、2013(平成25)年2月に第一次ALPSの試運転を承認するにつき、トリチウムは高濃度であるため、海洋への放出は認めないとしていた。しかし、同年6月改定のロードマップでは、「汚染水処理設備(多核種除去設備等)の処理水に含まれる放射性物質(トリチウムを除く)を、告示濃度限度を十分下回るように除去し、浄化した水(処理済み水)と減容された廃棄物に分別し、汚染水処理設備の処理水貯蔵量を低減する」とされていた。告示濃度とは海洋への放出基準であり、海洋への放出が予定されていたものである。

日本原子力学会は、同年9月2日、トリチウム汚染水を希釈して海洋へ放出することを提言し、原子力規制委員会田中委員長も、トリチウムの人体への影響は他の核種に比べて低いと発言し、トリチウムの人体への影響を軽視している。

以上の経緯からしても、今後、高濃度のトリチウムが含まれる汚染水が海洋放出される可能性は高い。

(2) 伊方原発で過酷事故が発生した場合に予想される放射能汚染

ア 汚染のプロセス

伊方原発で過酷事故が発生し放射性物質が放出された場合、福島原発事故の場合と同様、放射性物質は大気及び海洋に大量に放出されるものと考えられ

る。

まず、大気中に放出された放射性物質は風の影響を受け大気中に広範囲に拡散される。この放出された放射性物質は、その後、海洋だけではなく陸上、河川、湖沼、水源池等ありとあらゆるところに降下し汚染する。海洋以外に降下した放射性物質も、その後、雨風、河川の流れ、地下水の流れ等の影響により最終的には海洋に流入する。また、地下水等を通じて放射性物質を含んだ汚染水が伊方原発から直接排出される。

以上のプロセスで陸地が広範囲に放射性物質で汚染されることはもちろんのこと、最終的には、海洋に大量の放射性物質が流入することになる。海洋に流れ込んだ放射性物質は海底に堆積し、海底に堆積した放射性物質は、2次汚染源となり、放射性物質が時間をかけてじわじわと海水を汚染していくこととなる。

イ 瀬戸内海一帯の広汎かつ長期間の放射能汚染

伊方原発で過酷事故が発生し放射性物質が放出された場合、(債権者らの居住地まで)大気中に放出された放射性物質が降下し、直接に環境を汚染する可能性があるが、さらに、瀬戸内海の汚染による債権者らへの影響は大きい。

瀬戸内海は、東西に450km、南北に15ないし50km、面積約2万3000m²の日本最大の内海であり、大阪湾から周防灘まで、広くて浅い灘・湾と、深くて狭い瀬戸が交互に数珠つなぎになっている構造が特徴であり、外海との入り口は紀伊水道、豊後水道、関門海峡の3つの入り口を持つ。地形的に閉鎖性の強い水域であり、灘単位の交換はおよそ数ヶ月で行われるが、瀬戸内海の海水が90%入れ替わるのには1年半から2年かかると言われている。

外洋とは異なり、海水の交換に時間がかかる瀬戸内海においては、一旦海洋が汚染された場合、長期的な影響を受けることは必至である。

食物連鎖構造により被食生物、捕食生物を問わず、あらゆる海洋生物が放射能により汚染されることになり、海洋生態系に大きな悪影響を及ぼすことになる。海洋の生態系が破壊されるおそれがあるばかりでなく、瀬戸内海から多大な恩恵

を受けている債権者らへの悪影響も計り知れない。

瀬戸内海産の水産物を摂取した場合の放射性物質への人体への悪影響はもちろんのこと、環境の悪化による漁業、観光業等の地場産業への多大なる悪影響も大いにあり得るところである。

ウ 汚染の程度

汚染の規模については、放出される放射性物質の放出量等によるところであるが、伊方原発が過酷事故を起こした場合、事故の程度によっては、福島原発事故以上の放射性物質が放出されることも十分に考えられる。

前述したように、福島原発事故で大気中に放出された放射性物質の総量は、チェルノブイリ原発事故の約6分の1に相当する900PBqであったと想定されている。福島原発事故では、メルトダウンが起こったにもかかわらず、高温の溶融物が水と反応して生じる水蒸気爆発が生じることがなかったことは不幸中の幸いであった。もし大規模な水蒸気爆発が発生していれば、実際の福島第一原発事故で放出された量の何倍もの放射性物質が放出される可能性があった。また、沸騰水型軽水炉の場合格納容器内に窒素が充てんされているため水素爆発は原子炉建屋内にとどまったが、伊方原発のような加圧水型軽水炉の場合には格納容器内で水素爆轟が発生する危険がある。

福島原発事故から2週間経過した3月25日、近藤駿介内閣府原子力委員会委員長は、原発事故拡大の場合の最悪シナリオを作成して政府に提出しているが、同シナリオによれば東京都も含む半径250km圏内の住民が避難対象になり、希望する住民に移転を認めるべき地域は半径250kmの外側まで発生する可能性があるというものであった。

以上のとおり、事故の程度により、原発から放出される放射性物質の総量が大きく異なることは明らかであり、福島原発事故における汚染の範囲をはるかに超える範囲が放射性物質により汚染されることも十分にあり得るところである。

福島原発事故の場合卓越した西風により放射性物質の大部分は太平洋に流

されたが、伊方原発で過酷事故が発生した場合、風向きがどの方向からであったとしてもその周辺は放射性物質により直接汚染されることになる。また、瀬戸内海沿岸は瀬戸内海の放射能汚染による影響を受けることは避けられない。

(3) 放射性物質の人体に対する影響

ア はじめに

過酷事故により伊方原発から大量の放射性物質が放出され、大気及び海洋が放射能で汚染された場合、債権者らは被曝し、被曝により人体には大きな悪影響が及ぶおそれがある。

被曝には大きく分けて、放射能発生源が体外にある外部被曝と、放射能発生源が体内にある内部被曝とに区分される。

原発事故が起これば、大気中に広範囲に拡散された放射性物質による外部被曝の影響を受けることはもちろんのこと、放射性物質に汚染された地域に居住し生活していく中で、呼吸、飲食などを通じて体内に放射性物質を取り込み、内部被曝をすることは不可避となる。

イ 被曝による健康被害

被曝による健康影響について、一般的には、以下のとおり説明される。

放射性物質が発する放射線が分子に当たると、電離作用により、原子と原子を結びつけ分子としている電子がはじき飛ばされ(電離する)、分子は切断される。身体の中の遺伝子やタンパク質分子などは長く連結されているから、電離された場所で分子の連結が切断され、遺伝子の変性や細胞の死滅を招く。これには、直接放射線が切断する場合(直接作用)と、活性酸素の生成により、これが遺伝子を切断する場合(間接作用)がある。特に、細胞分裂が起こる際に、遺伝情報をつかさどるDNAの二重らせん構造がほどけるようになっている状態のときに、切断されると、染色体異常が発症しやすくなると考えられている。

内部被曝の場合、特有の集中的かつ持続的な電離作用が働くことにより、発がん等遺伝子の突然変異に起因する身体影響が生じるおそれが高くなるとされ

ている。

ウ 小括

以上よりすれば、過酷事故により伊方原発から放射性物質が放出された場合、外部被曝、内部被曝により長期にわたって債権者らの生命、健康に対し、甚大な悪影響を及ぼすことは明らかである。

2 被曝以外の様々な要因による被害

(1) はじめに

伊方原発で過酷事故が発生し、放射性物質が放出された場合、債権者らの生活環境は大きく変化する。放射能汚染により避難をせざるを得なくなったり、避難しないとしても、地域コミュニティが崩壊し、事故前の当たり前だった生活環境を失ったりすることとなる。福島原発事故から5年経過した現在、未だに 16 万 5337 人の人々が故郷を追われて避難している上、上のような生活環境の変化等は住民に対し大きな健康リスクとなることが福島県等から多数報告されている。

(2) 避難自体による被害

ア 地域コミュニティの崩壊

原発事故が発生すれば、それまでの住み慣れた地域を離れ、慣れない土地で生活することとなる。地域住民が皆同じ地域に避難するのではない。しばしば、散り散りになって避難することになる。避難を拒んだとしても、多くの住民が避難をすることで、取り残され、生活環境は大きく変わってしまう。

かつての同じ地区で生活していた隣人が離散し、従来存在していた人間関係、コミュニティが崩壊する。

さらに、人口の減少による商業施設の閉鎖、撤退、行政サービスの低下などの影響も避けられない。

以上のように、避難により地域コミュニティは崩壊し、住民を回復困難な状況に陥れる。

イ 避難先による過酷な生活

避難生活は避難所や仮設住宅での生活である場合が多い。

避難所であれば、最低限のプライバシーすら確保されていない生活を強いられることになる。

仮設住宅は、避難所に比べるとプライバシーの点ではましであるが、それでも様々な問題点が存在する。例えば、仮設住宅の構造上、高湿度で寒暖に対応できない、室内の壁が薄く生活音が漏れるといった問題がある。そして、スーパーや病院が徒歩圏に無い等という立地上の問題がある。

また、避難したこと自体、被災したこと自体により人間には様々なストレス反応が生じることになることが指摘されている。感情面で、落ち込み、不安、恐怖、孤独感や罪悪感、焦燥感、怒りなどが見られ、思考面では、集中できない、考えがまとまらない、忘れやすい、判断ができないといった状態に陥りやすいとされる。

そして、上記の心理的な状況は、胃腸不快感、食欲不振、血圧上昇、不眠、頭痛、倦怠感へとつながる。人によっては、飲酒量が増加しアルコール依存症が惹起されることもあり、福島においては、被災者・避難者での同症例が増加していることが報告されている。

(3) 様々な健康被害

ア 生活習慣病

避難生活ではライフスタイルの変化による食生活の乱れ、生活習慣病の増加も予想される。被曝の影響を気にして外出が減ること、生活環境が変わり自炊することが困難となって外食や弁当食が増加すること等が栄養状態に悪影響をもたらすとされている。

生活習慣病については、東日本大震災後急性期における患者を対象とした調査報告がある。それによれば、高血圧患者100人のうち65人が余震、避難に伴うストレス、不安、不眠等によって血圧が上昇していると報告されている。又、急性期以降の影響として糖尿病、高血圧症、脂質異常症を合併した患者

20人について、血糖と脂質が急性期を過ぎてから食糧事情の改善と過食によるリバウンドの報告もなされている。

生活習慣病の問題は大人に限った問題ではない。肥満児童の増加など子どもについても、生活習慣の悪化は深刻な事態をもたらす。

イ 生活不活発病

また、避難による生活不活発病のリスクがある。生活不活発病とは、身体を動かす、ものを考える機会などが減ることで心身の機能が低下し、筋力や体力が衰えることを指し、具体的には、心肺機能低下、消化器機能低下、骨間筋萎縮、関節拘縮、静脈血栓症等の身体症状や抑うつ、知的活動低下、運動調節機能低下などの精神・神経症状を引き起こすといわれている。

特に高齢者や障害者にとって、避難による長距離移動や移動先での慣れない生活は大きな健康リスクになる。福島第一原発事故時に南相馬市から避難した長期療養施設の調査によれば、震災後に死亡率が大きく上昇したとの報告もある。

- (4) 震災関連死震災関連死とは、建物の倒壊や火災、津波など地震による直接の被害ではなく、その後の避難生活での体調悪化や過労など間接的な原因で死亡することをいう。

2015(平成27)年12月28日時点、各種報道によれば、福島県においては東日本大震災における震災関連死(原発事故原因死含む)で合計2007人が死亡している。この人数は、今や福島県内の震災の直接死の人数である1613人を上回っている。

伊方原発が過酷事故を起こし、避難を強いられることになれば、福島と同様に多くの人々が避難の影響により健康を害し、さらには命を落とすことまで考えられる。

(5) 小括

以上のように、債権者らは、過酷事故による伊方原発からの放射性物質の外部放出、避難生活、生活環境の変化等によって、もともと存在していた地域コミュ

ニティは破壊され、さらに様々な健康上の被害を強いられるおそれ、場合によっては震災関連死として命を落とす危険性すら存在するのである。

第9 保全の必要性

伊方原発3号炉については、既に2015(平成27)年7月15日に規制委員会から設置変更許可処分が出されている。川内原発や高浜原発という規制委員会発足後に再稼働した他の原発が設置変更許可処分から概ね1年後に再稼働をしていること、ならびに報道されているところによると伊方原発3号炉も本年7月には稼働を始める可能性が高い。

万一、伊方原発において福島原発事故のような深刻な事故が発生すれば、債権者らの人格権が回復不能な程度に害される。本件原発の運転は、そのような深刻な事故を発生させ、債権者らの重要な権利を不可逆的に侵害するおそれのある行為であり、保全の必要性が高いといえる。

第10 担保は不要であること

高浜原発3, 4号炉の仮処分事件でそうだったように、本件仮処分についても、債権者らに対し担保を供させる必要はない。

以下に、その理由を述べる。

1 裁判所が考慮すべきファクター

保全事件は、緊急性の要請から疎明で足りるとされること、密行性の要請から債務者の審尋を経ずに発令されることから、本案で結果的に債権者の主張が誤りであったとして当該申立が違法・不当とされる場合もありうる。その場合に、債務者が被る可能性のある損害を担保し、損害賠償請求権の実現につき債権者に優先的な保護を与えるべく、保全命令の発令に際しては債権者に担保を立てさせるのが通例である。

また、保全命令における立担保は、濫用的な保全命令の申立てを抑止したり、債務

者審尋を経ない迅速な発令を正当化する機能も有するといわれている。

このような趣旨に照らし、保全処分を発令するに際し、担保を供させるか、供させるとしたらその金額はいくらとするかは裁判官の裁量にゆだねられている(民事保全法14条1項)。

保全処分における担保は保全処分が違法とされた場合の損害賠償債務の履行確保のためとされるが、裁判官が上記裁量の際に考慮すべきファクターは、主として、①被保全権利や保全の必要性の疎明の程度、②予想される債務者の被害、③担保を供させることが正義・公平の観点から適切か、という点である。

以下、順に論じる。

2 被保全権利や保全の必要性の疎明の程度について

被保全権利や保全の必要性の疎明の程度が高ければ、本案で結果的に債権者の主張が誤りであったとして当該申立が違法・不当とされる可能性が低くなることから、相対的に担保の必要性は低くなる。

本件において、本申立書で述べた主張を基礎に考えれば、伊方原発についても運転を差し止めるべきことは明らかなので、被保全権利の疎明の程度は極めて高い。

すでに保全の必要性の項で詳述したとおり、本件原発は再稼働の時期が差し迫っていることは明らかであり、保全の必要性の疎明の程度も極めて高い。

また、本件では、債務者の審尋を経ずに発令される他の保全事件と異なり、密行性の要請が排除され、債務者にも反論及び反証の機会が十分に与えられることから(民事保全法23条4項、2項)、この意味でも立担保の必要性は相対的に低い。

3 予想される債務者の被害について

(1) 仮に債務者の損害を考慮しても、担保は不要であること

そもそも、極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高低の問題を並べて論じるような議論自体、失当であり、次項で述べるとおり、正義・公平

の観点から担保は不要と考えるべきである。もっとも、敢えてこの点につき検討を加え、たとえ予想される債務者の損害を考慮したとしても、担保は不要であることを附言する。

(2) 現状を変更させるものではないこと

一般に、違法な仮処分によって債務者が受ける被害が大きいと予想される場合には、担保金額は大きくなる。

また、現状変更を生じない保全命令よりも、現状変更を生じる仮の地位を定める保全命令の方が、違法不当な民事保全により債務者が被る損害額が大きくなると考えられるため、債務者審尋を必要的とした上(民事保全法23条4項, 2項), 担保額も高額になるとされる。

この点、本件では、伊方原発3号炉は4年以上稼働しておらず、その再稼働を禁止して現状を変更させないよう求めるものであるから、まずこの意味で相対的に担保の必要性は低い。

(3) 再稼働が禁止されても燃料の価値は減じないこと

その上、本件において、差止めの仮処分が発令されても、債務者に損害はないというべきである。

なぜなら、原発の再稼働が認められると、債務者は既に購入済みの未使用燃料を使用して発電するのだが、再稼働が禁止されても、その未使用燃料はなくなったり、価値が減衰したりするものではない。万が一、後になって本案判決で債務者の勝訴が確定したら、その時点からそれら未使用燃料の使用を開始すればよいだけの話である。

本件仮処分が発令されても、債務者には損害が発生しないか、発生しても極めて僅かである。

(4) 安価神話の虚偽性

なお、「原発のコスト」に関し、電力会社は、安全神話とともに安価神話すなわち「発電コストの面でも、他の発電方法と比べて遜色のない水準である」と主張してきた。

しかし、表面上の「発電コスト＝発電に直接必要なコスト」の裏にひた隠しにしてきた立地対策費や使用済み燃料の処分費用等の「実質的コスト」のみならず、10兆円(既払額で4兆円を超えた)ともいわれる福島原発事故がもたらした事故時の巨額な賠償額に鑑みれば、「安価神話」は文字通り現実離れした「神話」に過ぎず、原子力発電が経済的に成り立たないことは明らかである。

とするならば、本件保全命令の発令により債務者に経済的利益をもたらすことはあっても、損害を与えることはないといわざるを得ない。

4 担保を供させることが正義・公平の観点から適切か否かについて

(1) 正義・公平の観点が重要であること

保全処分の目的が個人の個別的経済利益の獲得である多くの民事保全事件の場合には、相応の担保を供させることが適当である。

また、前述したとおり、一般的に現状変更を生ずる仮の地位を定める仮処分の方が違法不当な民事保全により債務者が被る損害額が大きくなると考えられるといわれているものの、たとえ現状変更を生ずる仮処分でも、債権者の生活困窮を理由とする賃金仮払いの仮処分や、交通事故による治療費や休業損害等の仮払い仮処分については、高額な担保を要求するのが背理であり正義に著しく反するという配慮から、例外的に無担保又はわずかな担保額で発令されることが通例である。

このように、裁判所は、正義・公平の観点から、担保の要否及び額について決定する裁量を与えられている。

これを本件についてみると、保全処分の目的は、債権者ら個人の経済的利益

ではなく、公共目的、公共の安全、自分を含む不特定かつ極めて多数の人々の安全の確保、ひいては国家の安全の獲得である。

このような本件において、債権者らに対し、個人的に経済的な負担をさせることは正義・公平に反する。

(2) 秀和对忠実屋・いなげや事件決定

ア ここに適切な判例がある。

いわゆる秀和对忠実屋・いなげや事件(甲145。東京地裁平成元年7月25日決定。判例時報1317号28頁)である。

この事件は、秀和が、忠実屋(東京証券取引所一部上場会社)の株式33.3%を、いなげや(東京証券取引所一部上場会社)の株式21.4%を、それぞれ取得して経営参加を求めたのに対抗して、両社が相互に超安値(前日の終値の5分の1若しくは3分の1)で、第三者割当の新株発行をして、秀和の持株割合を低下させ、しかも、その払込み代金の大半を相殺勘定とするスキームを実行しようとするのを仮に差し止めたものである。

この仮処分決定は無担保でなされ(35頁4段目25行目以下)、不服申立てもなされないまま、確定した。

イ この決定書では、無担保とした理由は記載されていない。

債権者ら代理人弁護士河合弘之は同事件の申請人代理人であったことから、後日、退官後の山口和男裁判長にその理由を問うたところ、「あの事件は東京証券取引所の公正、透明性が問われていた事件だった。公開市場での前日の終値の5分の1とか3分の1で仲間内で相互に新株発行ができるようであれば、市場の公正、透明性はない。個人の利益を離れた問題だったので、担保を供させるのは適切でないと考えた。」ということであった。

これが、裁判所が正義・公平の観点から無担保とした判例である。他にも公害関係の仮処分が無担保とした例が散見される。

ウ 本件仮処分も、債権者ら個人の利害のみならず、公共の安全、極めて広範かつ多数の国民の生命を基礎とする人格権を守るためのものであるから、正義・公平の観点から、債権者らに経済的負担をさせることは適切ではない。

5 まとめ(本件仮処分は無担保で発せられるべきこと)

債権者らは、正義と国の安全をひたすら思う庶民である。

このような者たちに担保を立てることを求め、債権者らがその捻出ができないために仮処分が発せられないことが分かった時、国民はどう思うであろうか。

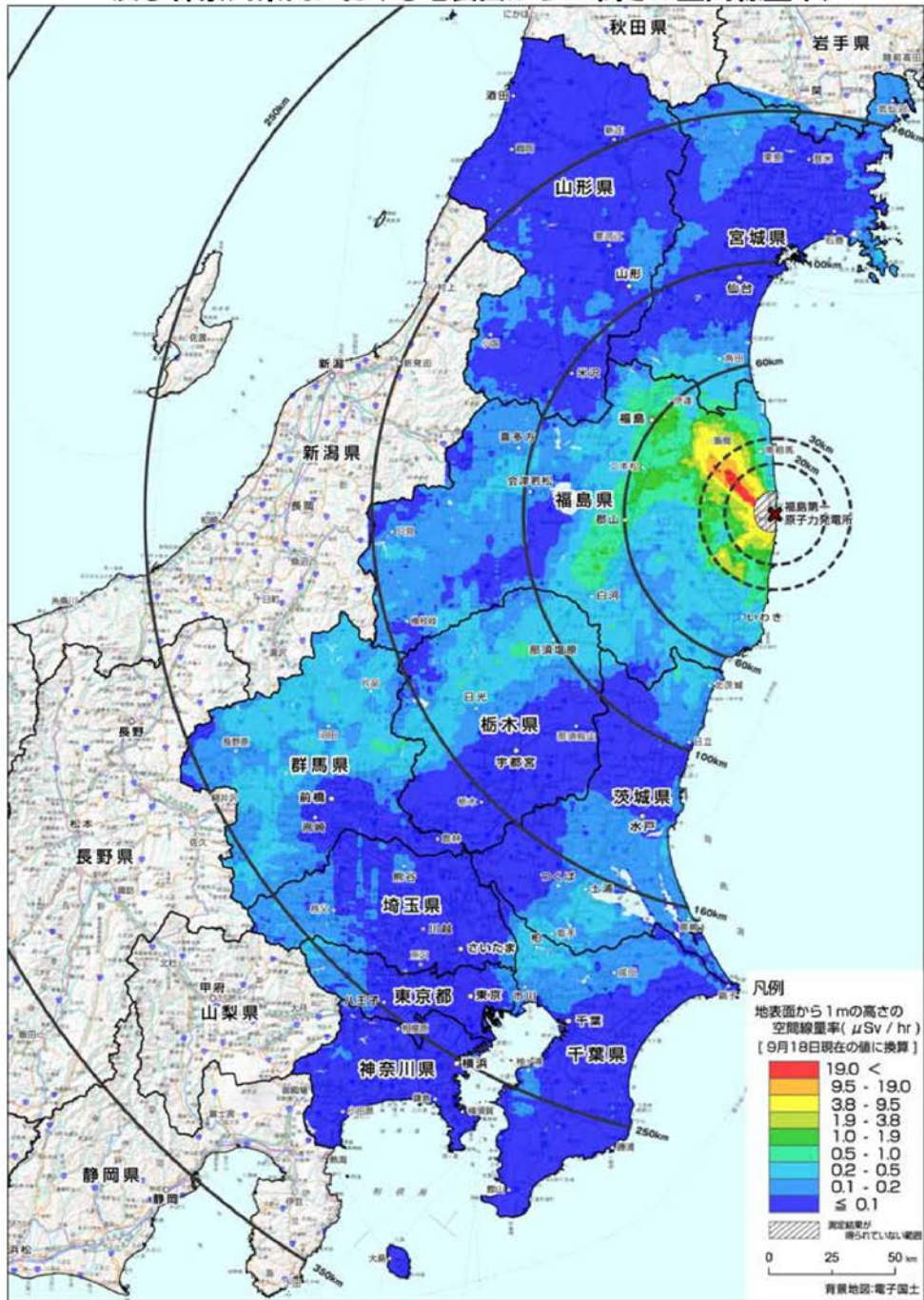
本件仮処分は無担保で発せられるべきことは、正義・公平・良識の観点からも明らかである。

以上

(別図1)

(参考1)

文部科学省による東京都及び神奈川県内の航空機モニタリングの測定結果について(文部科学省がこれまでに測定してきた範囲及び東京都及び神奈川県内における地表面から1m高さの空間線量率)



(別図2)

(参考2)
文部科学省による東京都及び神奈川県内の航空機モニタリングの測定結果
について(文部科学省がこれまでに測定してきた範囲及び東京都
及び神奈川県内の地表面へのセシウム134、137の沈着量の合計)

